

市内他区より転入・区内で転居したときの手続き

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きの仕方・手続きが必要な方	窓口
	マイナンバーカード(個人番号カード)の住所変更手続き	◇マイナンバーカード(個人番号カード)	新住所を記載しますので、窓口に提出してください。	【1階 23番～27番】 戸籍住民課 住民記録係 889-2030
	住民基本台帳カードの住所変更手続き	◇住民基本台帳カード	※住所変更には暗証番号が必要です。	
	印鑑登録の住所変更手続き	—————	住民票の転居届により印鑑登録は自動的に住所変更されますので手続きは不要です。	
	小中学校の転校手続き	—————	転居届の際に窓口で入校票を発行します。在学証明書と入校票は学校へ提出してください。	
	国民年金加入者の住所変更手続き	—————	第1号被保険者(自営業・学生など)の方と任意加入者の方は、住民票の転居届により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。	【1階 2番】 保険年金課 年金係 889-2066
	年金受給者の住所変更手続き	—————	原則不要です。ただし、年金機構にマイナンバーが登録されていない方、年金受取口座を変更する方、施設入所や成年後見を受けているなどで住民票と異なる場所に年金機構からの郵送を希望される方等は、年金事務所へお問い合わせください。	新さっぽろ 年金事務所 892-9313
	国民健康保険の住所変更手続き	◇国民健康保険証 ◇納付通知書	右記、担当窓口で手続きしてください。	【1階 1番】 保険年金課 保険係 889-2061
	介護保険の住所変更手続き	◇被保険者証		
	後期高齢者医療の住所変更手続き	—————	住民票の転居届により自動的に住所変更されますので、窓口での手続きは不要です。※被保険者証は後日ご自宅宛て郵送となります。	
	身体障害者手帳の住所変更手続き	◇身体障害者手帳	右記、担当窓口で手続きしてください。	【1階 5番】 保健福祉課 相談担当 889-2043
	療育手帳の住所変更手続き	◇療育手帳		
	精神障害者保健福祉手帳の住所変更手続き	◇精神障害者保健福祉手帳		
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の住所変更手続き	—————		

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きの仕方・手続きが必要な方	窓口
	敬老優待乗車証の住所変更		敬老優待乗車証はそのまま使用できます。手続きは必要ありません。	【1階 6番】 保健福祉課 給付事務係 889-2040
	母子父子寡婦福祉資金の住所変更手続き等	◇印鑑	資金の貸付を受けている区の母子・婦人相談員へご連絡ください。	【2階 13番】 健康・子ども課 子ども家庭福祉担当 889-2051
	保育所・幼稚園入所児童（申込中含む）の住所変更手続き	_____	保育所入所児童世帯状況変更届を提出してください。（ただし、区内転居で世帯構成に変更がない場合は提出不要です。）	
	犬を飼育している方	_____	動物愛護管理センター（011-736-6134）へ電話するか保健所または、区役所健康・子ども課へ届け出てください。	【2階 15番】 健康・子ども課 生活衛生係 889-2408
	指定難病、特定疾患、肝炎治療特別促進事業等の住所変更手続き	◇受給者証 ◇保険証	右記、担当窓口で手続きをしてください。	【2階 14番】 健康・子ども課 保健予防係 889-2047
	子ども医療費受給者証の住所変更手続き	◇受給者証	右記、担当窓口で手続きしてください。	【1階 7番】 保健福祉課 福祉助成係 889-2037
	ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更手続き			
	重度心身障がい者医療費受給者証の住所変更手続き			
	児童手当の住所変更手続き	住民票の転居届により自動的に住所変更されますので、手続きは不要です。ただし、受給者と児童の住所が別になる場合は手続きが必要になります。		【1階 8番】 保健福祉課 福祉助成係 889-2037
	児童扶養手当・特別児童扶養手当の住所変更手続き	◇手当証書 ◇その他必要書類あり	右記、担当窓口で手続きしてください。	
	災害遺児手当の住所変更手続き	_____		
	心身障害者扶養共済制度の住所変更手続き	_____		
	特別奨学金の住所変更手続き	◇印鑑	右記、担当窓口で手続きしてください。	【1階 9番】 保健福祉課 地域福祉係 889-2034
	水道・下水道の住所変更手続き	_____	水道局電話受付センターへ電話でご連絡ください。	水道局 電話受付センター 211-7770
	札幌市営墓地・霊園の住所変更手続き	◇墓地使用許可証 ◇転居先の住民票	札幌市営墓地・霊園にお墓をお持ちの方は、保健福祉局施設管理課へご連絡ください。	北2条西1丁目 ORE札幌ビル7階 保健福祉局 施設管理課 ☎211-3525



きよっち

札幌市清田区役所

〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号

電話 (代) 889-2400